

# 監 査 報 告 書

公益社団法人日本観光振興協会  
理 事 会 御 中

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の法人の財産の状況ならびに理事の業務執行の状況の監査を実施しました。

## 1. 監査方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び会計に関する帳簿、書類を閲覧し、財務諸表類について検討を加え、財産の状況を調査しました。

## 2. 監査意見

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、各会計の貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書及び財産目録の記載と合致していると認めます。
- (2) 事業報告書は、法令および定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

令和5年5月8日

公益社団法人日本観光振興協会

監 事 天 谷 直 昭



監 事 大 下 航



監 事 原 口

